日本イギリス哲学会関東部会 第93回研究例会

日時 2014年7月26日 (土) 14:00~17:15 場所 慶應義塾大学三田キャンパス 研究室棟1階 A会議室

プログラム

14:00~15:30

デュガルド・スチュアートの人口思想——スミスの中国論との比較を中心に ——

荒井 智行(中央大学経済学部助教)

15:45~17:15

ロック的信念の倫理理論?

蝶名林 亮 (カーディフ大学 Ph. D.)

関東部会担当 只腰親和(tchika◎tamacc.chuo-u.ac.jp) 矢嶋直規(yajima◎icu.ac.jp)

(◎を@にお直しください)

日本イギリス哲学会関東部会第 93 回例会 (2014 年 7 月 26 日、慶應義塾大学) 【報告要旨】

デュガルド・スチュアートの人口思想――スミスの中国論との比較を中心に――

荒井 智行(中央大学経済学部助教)

デュガルド・スチュアート (Dugald Stewart, 1753 - 1828) は、1800 年から 10 年間、スコットランドのエディンバラ大学で政治経済学講義を行った。彼はその過程で「人口について」という項を特に設けて論じたが、その中で細心の注意を払ったのは、18 世紀後半以降に進行しつつあった中国の過剰人口の問題であった。スチュアートは、中国における過剰人口の問題の検討を通じて、貧困の原因が人口の増大にあることを強く認識するのである。

しかし、その内容をより詳細に検討してみると、彼は中国の過剰人口の問題を必ずしも 単に経済問題としてのみ捉えているわけではないことが知られる。そこではむしろ、野蛮 と文明との対比を念頭に置きながら、中国の過剰人口の問題について論じられている。

そこで本報告では、スチュアートの中国の過剰人口論に焦点を当てながら、彼の人口論における文明対野蛮観の独自性を示しつつ、彼の描く文明社会の構想を明らかにすることを目的とする。本報告では特に、スチュアートの中国の過剰人口論の持つ独自の特徴を示すために、スミスの中国論との比較を通じて検討する。周知のように、スミスにおいては、中国では、外国貿易が行われさえすれば、経済発展の可能性は大いにあると想定されている。すなわち、中国が停滞状態から脱却するためには、何よりも外国貿易を行うことが重要とされている。一方、スチュアートの場合には、中国の圧政下において、自由な外国貿易を妨げる制度や法律を安易に撤廃できるとは考えられておらず、中国の人口問題は、統治と決して無関係なものとされていない。さらに、中国の社会の進歩や文明のあり方がスミスよりも問題にされている。本報告では、こうした両者の中国論の違いには何が関係しているのかを探究する。以上の検討を通じて、スチュアートが、経済と倫理とを結びつけながら、適正な規模の人口の増加に見合った文明社会を想定していた点を明らかにする。

ロック的信念の倫理理論?

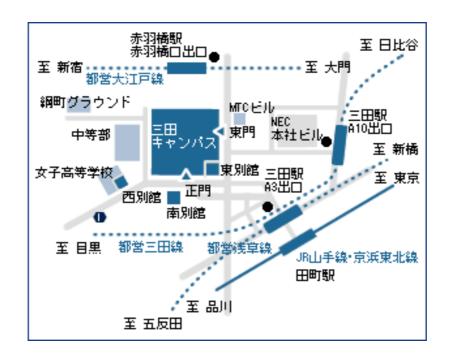
蝶名林 亮 (カーディフ大学 Ph. D.)

我々の行為は何らかの規範 (カント的定言命法、ベンサム的功利主義原理、ロス的一見 自明の原理、など) に従うべきものであると思われるが、信念もまた何らかの規範に従う べきものであろう。イギリス哲学に関して何の知識もない全くの門外漢が「ロックの哲学は観念を重視しており、経験を重視するものではなかった」などの勝手な臆見を持つ「べき」ではなく、原典を精読する、専門家に意見を聞く、専門書を読むなどして、ある程度慎重に信念を形成する「べき」である。

英米圏の分析哲学ではこのような信念形成に関する規範(以下、認識的規範)は「信念の倫理」(the ethics of belief)と呼ばれる認識論の一分野で研究されている。その中で、『人間知性論』第4巻17章24節における記述などを根拠として、ロックは「証拠主義」(evidentialism)と呼ばれる立場を保持していた歴史上の哲学者としてしばしば名前が挙げられる。証拠主義は「信念は証拠に基づいて形成されるべきである」という、一見常識的な規範を主張するが、この立場を巡って様々な論争がある。その中の一つに「証拠主義が主張する認識的規範の源泉は何か」「なぜ我々の信念は証拠に「のみ」基づいて形成されねばならないのか」という認識的規範の性質に関しての論争がある。

上記の問いに対して歴史上の証拠主義者と目されているロックはどのように答えるのか。 ウォルターストーフ (N. Wolterstorff, John Locke and the Ethics of Belief, 1996)によると、ロックの証拠主義の源泉はある一定の仕方で信念形成を行うことができ るように人間を創造した「神」にある。一方、ボルトン (M. B. Bolton, 'Intellectual Virtue and Moral Law in Locke's Ethics', 2008)はロックが神に依らない仕方で認 識的規範の説明を試みていた形跡があることを指摘している。

本報告ではこれらの先行研究に詳細な検討を加え、ロックが認識的規範の源泉に関してどのような考えを持っていたのか、そしてロックが示唆する解答は適切なものなのか、検討する。



108-8345 東京都港区三田 2-15-45

JR 山手線・京浜東北線 田町駅下車、徒歩8分 都営地下鉄浅草線・三田線 三田駅下車、徒歩7分 都営地下鉄大江戸線 赤羽橋下車、徒歩8分



研究室棟は⑩の建物です